

山LP協第145号

平成25年3月8日

会 員 各 位

(社) 山口県LPガス協会

会 長 中 野 泰 雄

(印略)

小規模企業共済の加入募集について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、会員である個人事業主や会社の経営者、役員の方々が第一線を退いた時の生活安定と小規模事業者の福祉の増進に寄与することを目的とした、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）が行っている小規模企業共済（以下、「本共済」という。）の募集業務を受託することになりました。

つきましては、別添の本共済の概要を送付いたしますので、下記の資料を希望されます方は、当協会までご連絡ください。

記

会員向けの資料

1. 小規模企業共済制度（「ゆとり」のために。）
2. 経営者にも退職金を！（小規模企業共済加入者の声）
3. 小規模企業共済制度のしおり
4. 契約申込書

以 上

I. 本共済の概要

1. 小規模企業共済とは。

小規模企業共済法に基づき、国が全額出資している中小機構が運営している制度で、小規模企業の経営者、役員の方々のための退職金積立制度です。

2. 加入対象者

常時使用する従業員が5人以下の、個人事業主および会社の経営者、役員。

なお、兼業している場合は、兼業部門の従業員も含まれます。

[注1] 常時使用する従業員とは、常時雇用契約がある者。

ただし、家族従業員、臨時従業員、試用期間中の従業員は、従業員数に含まれません。

なお、共済加入後に従業員が増えても、共済契約は継続できます。

[注2] 役員とは、会社の登記簿に役員（取締役、監査役）として掲載されている者であれば、1会社で何人でも加入できます。

従って、経営者の配偶者（奥様）、子、兄弟、親戚の方も加入できます。

ただし、その方が他の会社に勤めている場合は、加入できません。

[注3] 全国展開している会社の支店、営業所の役員等は加入できません。

（※支店毎の従業員数ではなく、会社全体の従業員数が5人以下の会社が対象であるため。）

[注4] 次の2つの退職金制度に加入している場合は、本共済に加入できません。

- ① 「中小企業退職金制度」 ② 「特定業種退職金共済制度」

3. 加入のメリット

(1) 国が行っている共済制度であるので、安心で、確実である。

(2) 掛金は全額を、年末調整や確定申告の時に課税対象所得から控除できます。

したがって、節税しながら自分の退職金を積み立てることが出来ます。

[例] 毎月の掛金が3万円で、その年の課税対象となる所得金額が400万円の方の場合、税金が1年間で108,000円安くなります。

[注] 掛金は、経営者及び役員（加入者本人）の所得（給与等）から支出をお願いいたします。

会社の必要経費や損金には算入できません。（会社の経費等から支出できません。）

4. 加入方法

- (1) 当協会に、本共済の「契約申込書」の送付を依頼してください。
- (2) 「契約申込書」と「預金口座振替申出書」に必要事項を記入し、掛金（最初の1ヶ月分）会社の登記簿謄本の写しと共に県協会へ提出してください。
 - ① 「契約申込書」に氏名、住所、会社名、掛金月額等を記入し、署名・捺印してください。なお、捺印は「認印」で結構です。
 - ② 「預金口座振替申出書」に、氏名、掛金を引き落とす銀行・口座等を記入し、「銀行届出印」を押印してください。
 - ③ 銀行は、「ゆうちょ銀行」以外であれば、どの銀行でも結構です。
都市銀行、地方銀行、信用金庫、農協など。
 - ④ 口座は、個人名義の口座を記入してください。会社名義の口座は使用できません。
- (3) 「預金口座振替申出書」に銀行の「口座確認印」をもらってください。
[注] 銀行に確認印をもらいに行くと、銀行でも本共済を取扱っていることから、銀行自身が加入手続きを行おうとしますので、ご注意ください。
従って、銀行では「口座確認印」だけもらって、加入手続きは県協会で行って頂きますようお願いいたします。

5. 掛金

- (1) 掛金は月額で、1,000円～70,000円の範囲内で、500円単位で自由に選べます。
 - ① 65才以上の方は、15年以上掛けないと満額受給できません。
 - ② 65才以下の方は、20年以上掛けないと満額受給できません。
従って、掛金を掛けた年月により、掛金合計額の80%～120%相当額が受取れます。
- (2) 加入時の最初の月の掛金（1ヶ月分）は、県協会へ送金の方お願いいたします。
 - ① 2ヶ月目からの掛金からは、加入者の銀行口座（個人口座）から引き落とされます。（※なお、2ヶ月目と3ヶ月目は、加入月の翌々月にまとめて引き落とされます。）
 - ② 4ヶ月目からは、毎月18日に引き落とされます。

6. その他

加入した月から約40日後に、中小機構から「共済手帳」が送付されてきますので、大切に保管してください。